

子育て短期支援事業

ショートステイ

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な理由により、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において、一時的に養育することによって、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

◎利用対象者

小城市内に住民票がある世帯の保護者で疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的事業への参加等の社会的理由により一時的に家庭において養育できない方

◎施設

◎2歳未満児（乳児院）

みどり園 佐賀市金立町大字金立453番地

TEL 0952-98-0247

◎2歳以上児（養護施設）

佐賀清光園 佐賀市呉服元町5番18号

TEL 0952-23-3295

聖華園 佐賀市金立町大字金立3931番地

TEL 0952-98-1075

済昭園 嬉野市塩田町大字五町田甲3443番地

TEL 0954-66-2138

※施設への送迎は保護者が行います

◎利用期間

・原則7日以内 ※ただし、市長が必要と認めた場合は、その限りではありません

◎利用料金

利用者の世帯区分	1人1日あたりの利用料金	
	2歳未満児	2歳以上児
市町村民税課税世帯	日額 2,800円	日額 1,500円
市町村民税非課税世帯	日額 600円	日額 600円
市町村民税非課税世帯で母子・父子家庭	日額 無 料	日額 無 料
生活保護世帯	日額 無 料	日額 無 料

※施設の空き状況により、必ず入所できるとは限りません。

◎申請に必要なもの

- 入所申請書、問診票
- 住民税課税額証明書(世帯全員分) 【問合せ】
(その年の1月1日の住所が小城市以外の方のみ)小城市福祉部こども家庭課こども家庭相談係
TEL0952-37-6107
- 健康保険証、子ども医療費受給資格証、母子手帳